

## 平成27年度要望事項

### 学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し

- すべての学校法人が等しく税額控除を活用し、個人からの寄附を一層集めることができるよう、税額控除の対象法人となるための要件の撤廃を要望。

#### 現行のPST要件

寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上  
または  
3,000円以上の寄附者数が年平均100人以上

## 検討結果

**収容定員5,000人未満の学校を設置する学校法人は、収容定員に応じて要件が緩和。**

(例:定員1,000人 年平均20件、定員500人 年平均10件の寄附で対象に)

**寄附募集に取り組む規模の小さな学校法人の多くが税額控除の対象法人となる。**

#### 緩和後のPST要件

寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上  
または

**3,000円以上の寄附者数が年平均100人以上**

**ただし収容定員が5,000人未満の場合は**

**(1)定員の合計数/5,000 × 100(最低10人)以上**

**かつ**

**(2)寄附金額が年平均30万円以上**

「平成27年度税制改正の大綱」(平成27年1月14日閣議決定)(抜粋)

#### ー 個人所得課税

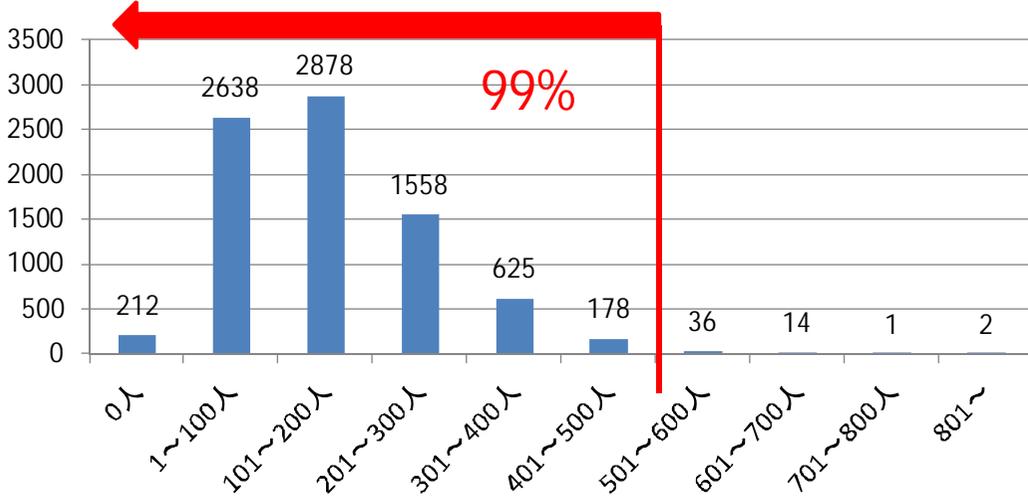
(2)学校法人若しくは準学校法人又は学校等を設置する社会福祉法人(以下「学校法人等」という。)に寄附をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる学校法人等の年平均の判定基準寄附者数により判定する要件(いわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件)について、学校法人等の設置する学校等の定員の合計数が5,000人に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が100人以上であることとする要件(現行要件)を、その定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数(最低10人)以上であることとするとともに、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が30万円以上であることとする要件を加える。

# 高校以下の私立学校への効果

← 年平均の判定基準寄附者数10人
 ← 年平均の判定基準寄附者数20人以下

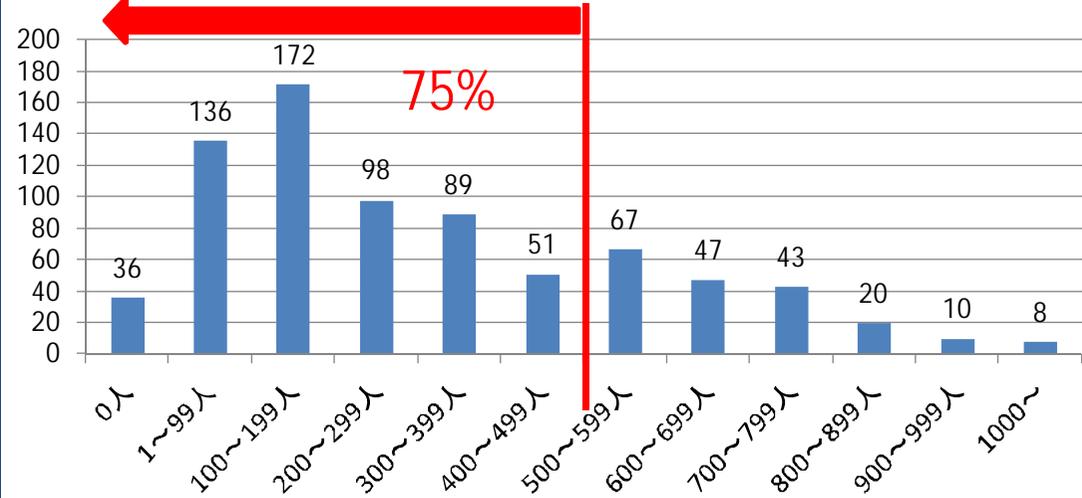
要件緩和により、幼稚園等についてはそのほとんどが10件の寄附を集めることで税額控除の対象となることができる。

## 幼稚園



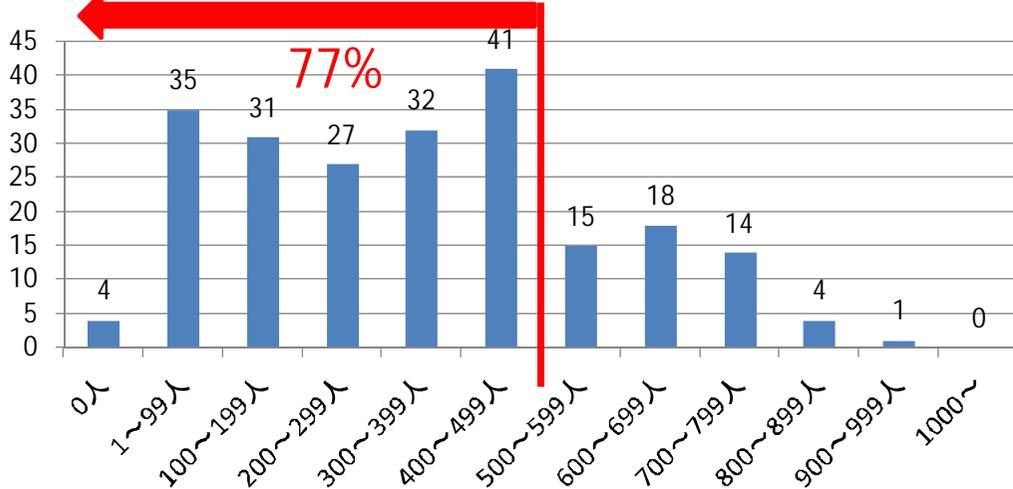
< 1校あたりの平均在籍者数: 158人 >

## 中学校



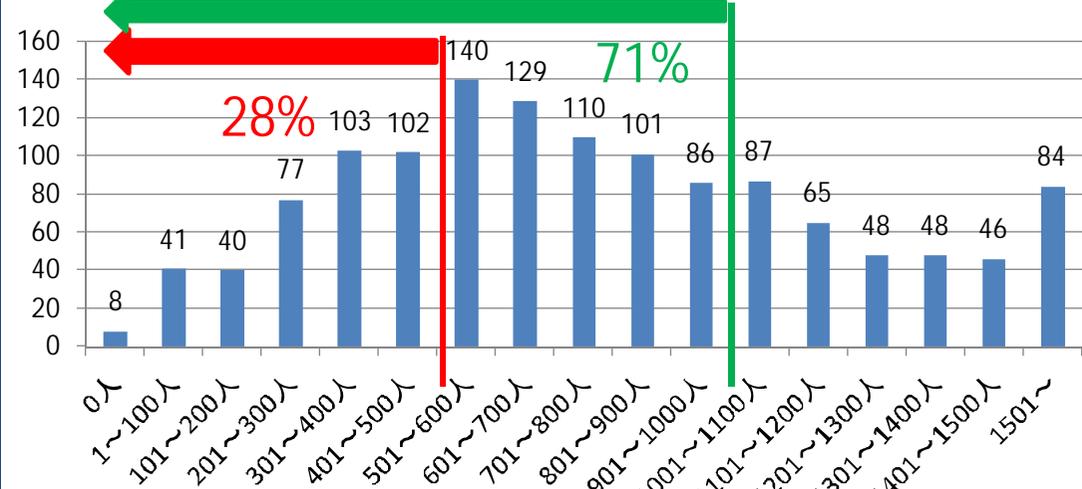
< 1校あたりの平均在籍者数: 316人 >

## 小学校



< 1校あたりの平均在籍者数: 349人 >

## 高等学校 全日制課程の数



< 1課程あたりの平均在籍者数: 788人 >

(出典: 平成26年度学校基本調査)